

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3261号)

令和7年9月30日

横 情 審 答 申 第 3 2 6 1 号
令 和 7 年 9 月 3 0 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年6月28日総労第7094号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和5年1月から12月までの1年間に支払った給与の総額に係る給与支払報告書（総括表）」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和5年1月から12月までの1年間に支払った給与の総額に係る給与支払報告書（総括表）」の保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年5月27日付で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する保有個人情報が存在しないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

総務局労務課で作成しているデータは、地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステムであるeLTAX（以下「エルタックス」という。）への取込用の個人別明細書のCSVファイルのみであり、エルタックスで提出後に作成される総括表は、閲覧期間も限定されており、総務局労務課では、取消し及び編集の権限を有しておらず、当該保有個人情報を保有していないため、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 不開示決定について処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 不開示とする合理的根拠の記載がない。

5 審査会の判断

- (1) 給与支払報告書の作成及び提出に係る事務について

給与や公的年金等を支払う際に所得税を源泉徴収する義務のある事業者は、従業員が1月1日現在において居住している市区町村に対して、前年中の給与所得の金

額その他事項を記載した給与支払報告書を作成し、提出することが地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の6により義務付けられている。また、平成30年度の税制改正により、令和3年1月以降提出する給与支払報告書については、前々年における給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上である時は、エルタックス又は光ディスクによる提出が義務付けられている。

総務局労務課では、全職員分の情報を1つのCSVファイルにまとめた個人別明細書のエルタックス用取込みデータを作成し、それをエルタックスで取り込む方法により給与支払報告書を一括してそれぞれの市区町村へ提出している。

(2) 本件保有個人情報について

実施機関が作成した個人別明細書を作成するためのCSVファイルをエルタックスにアップロードすることで自動作成される総括表である。総括表には、給与の支払い期間、事業種目、受給者総人員、報告人員等が記載されている。

(3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 法第60条第1項では、保有個人情報とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものと規定している。

イ 行政機関が保有しているとは、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいうと解される。

ウ 実施機関に確認したところ次のとおり説明があった。

(ア) 当該CSVファイルをエルタックスに取り込み、エルタックスポータルセンタへ送信することで各地方公共団体へ提出される。

(イ) エルタックスでの申告後は、実施機関には取消し及び編集の権限がなく閲覧期間も制限されている。そのため事実上支配している状態とはいえず、保有していない。

(ウ) 申告をしたデータの取消しや編集の権限を有するのは提出先の各地方公共団体であり、修正が必要な場合は、再度訂正版を申告することになる。

(エ) 申告後も閲覧期間内であれば申告した総括表の閲覧や印刷をすることはできるが、通常それを印刷して保存する必要はなく本件においても保存していない。

エ 以上を踏まえ、次のように判断する。

総括表はエルタックスで自動作成されるため、個人別明細書作成のためのCSV

ファイルのように実施機関で総括表としてのデータを保有しているものではないと認められる。また、エルタックス上のデータは、申告後は取消しや編集の権限が実施機関にはないため事実上支配している状態とはいえ、総括表として印刷して保存する必要もなく本件保有個人情報を保有していないという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件保有個人情報を保有しているとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

以上のおり、実施機関が本件保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 6 年 6 月 28 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 6 年 7 月 18 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 7 年 7 月 22 日 (第13回第五部会)	・審議
令和 7 年 9 月 4 日 (第14回第五部会)	・審議